

2 自立支援訪問事業 サービスコード表 (令和8年4月1日～)

自立支援訪問事業

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数		算定 単位		
					給付率	単位数			
A3 1001	自立支援訪問事業Ⅰ	イ 自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)	要支援1・2、事業対象者 (週1回程度)220単位	220	90%	220	1回につき		
A3 1002					80%	220			
A3 1005					70%	220			
A3 1011	自立支援訪問事業Ⅱ	ロ 自立支援 訪問事業費 (Ⅱ)	要支援1・2、事業対象者 (週2回程度)220単位	220	90%	220	1回につき		
A3 1012					80%	220			
A3 1015					70%	220			
A3 3001	自立支援訪問事業Ⅰ・Ⅱ 高齢者虐待防止措置 未実施減算	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	高齢者虐待防止措置未実施減算	2 単位減算	-2	90%	-2	1回につき	
A3 3002					80%	-2			
A3 3003					70%	-2			
A3 3010	自立支援訪問事業Ⅰ・Ⅱ 業務継続計画 未策定減算	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	業務継続計画未策定減算	2 単位減算	-2	90%	-2	1回につき	
A3 3011					80%	-2			
A3 3012					70%	-2			
A3 4001	自立支援訪問事業Ⅰ・Ⅱ 同一建物減算1	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	22 単位減算	-22	90%	-22	1回につき	
A3 4002					80%	-22			
A3 4003					70%	-22			
A3 4004	自立支援訪問事業Ⅰ・Ⅱ 同一建物減算2	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	事業所と同一の建物の利用者に50人以上にサービスを行う場合	33 単位減算	-33	90%	-33	1回につき	
A3 4005					80%	-33			
A3 4006					70%	-33			
A3 4007	自立支援訪問事業Ⅰ・Ⅱ 同一建物減算3	自立支援 訪問事業費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	26 単位減算	-26	90%	-26	1回につき	
A3 4008					80%	-26			
A3 4009					70%	-26			
A3 1020	自立支援訪問事業 初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	90%	200	1月につき	
A3 1021					80%	200			
A3 1022					70%	200			
A3 1101	自立支援訪問事業Ⅰ 処遇改善加算Ⅰ	二 介護職員等 処遇改善加算	要支援1・2、事業対象者	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	54	90%	54	1回につき
A3 1102						80%	54		
A3 1105						70%	54		
A3 1201	自立支援訪問事業Ⅰ 処遇改善加算Ⅱ	二 介護職員等 処遇改善加算	要支援1・2、事業対象者	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	49	90%	49	1回につき
A3 1202						80%	49		
A3 1205						70%	49		
A3 1301	自立支援訪問事業Ⅰ 処遇改善加算Ⅲ	二 介護職員等 処遇改善加算	要支援1・2、事業対象者	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	40	90%	40	1回につき
A3 1302						80%	40		
A3 1305						70%	40		
A3 1417	自立支援訪問事業Ⅰ 処遇改善加算Ⅳ	二 介護職員等 処遇改善加算	要支援1・2、事業対象者	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	32	90%	32	1回につき
A3 1418						80%	32		
A3 1419						70%	32		
A3 1103	自立支援訪問事業Ⅱ 処遇改善加算Ⅰ	二 介護職員等 処遇改善加算	要支援1・2、事業対象者	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	54	90%	54	1回につき
A3 1104						80%	54		
A3 1106						70%	54		
A3 1203	自立支援訪問事業Ⅱ 処遇改善加算Ⅱ	二 介護職員等 処遇改善加算	要支援1・2、事業対象者	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	49	90%	49	1回につき
A3 1204						80%	49		
A3 1206						70%	49		
A3 1303	自立支援訪問事業Ⅱ 処遇改善加算Ⅲ	二 介護職員等 処遇改善加算	要支援1・2、事業対象者	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	40	90%	40	1回につき
A3 1304						80%	40		
A3 1306						70%	40		
A3 1420	自立支援訪問事業Ⅱ 処遇改善加算Ⅳ	二 介護職員等 処遇改善加算	要支援1・2、事業対象者	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	32	90%	32	1回につき
A3 1421						80%	32		
A3 1422						70%	32		
A3 1501	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅰ (初回加算分)	二 介護職員等 処遇改善加算 (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	49	90%	49	1月につき
A3 1502						80%	49		
A3 1507						70%	49		
A3 1601	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅱ (初回加算分)	二 介護職員等 処遇改善加算 (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	45	90%	45	1月につき
A3 1602						80%	45		
A3 1603						70%	45		
A3 1701	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅲ (初回加算分)	二 介護職員等 処遇改善加算 (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	36	90%	36	1月につき
A3 1702						80%	36		
A3 1703						70%	36		
A3 1804	自立支援訪問事業 処遇改善加算Ⅳ (初回加算分)	二 介護職員等 処遇改善加算 (初回加算分)	要支援1・2、事業対象者	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	29	90%	29	1月につき
A3 1805						80%	29		
A3 1806						70%	29		

※注1

※ 「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※注1 令和8年4月の変更点は、月が5週ある場合の利用回数制限の撤廃です。単位数・算定単位に変更はありません。

◎ 令和7年3月までのサービスコード表は「令和6年6月1日～のサービスコード表」をご覧ください。